

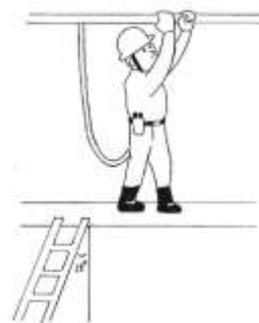
## 安全

### 3-1 高所作業での注意点は理解していますか？

墜落災害・転落災害は、交通事故に次ぐ死亡災害である。きっかけとしては滑る、踏み外す、自分の動作の反動、場所の動揺などである。また墜落の仕方によって、例えば地面の硬さ、地面に衝突した身体の部位、保護具着用の有無によって被害の程度が異なってくる。労働安全衛生法では、高さ2mでの作業では、作業床を設けなければいけない。それが出来ない場合は防網を張り、安全帯を装着することになっている。また脚立・椅子を使った一時的な高所作業でも墜落・転落して死亡する例も少なくない。

#### 高所作業の注意点

- 1 2m以上の高所作業を行う時は、作業床を設置するか、安全帯を装着しなければならない。そのような作業がある場合は、専門の方に相談する。
- 2 屋根の上では踏み抜きに気をつけ、歩み板を設けるなどの対応を行う。
- 3 足元が滑らないように、床材や履物に配慮する。
- 4 はしごは、丈夫で適した長さのものを用いて、壁に対して15°で使用する。
- 5 はしごをかけるときは、足場が堅固である所を選び、開き戸の前や通路で人の通る可能性のある場所は避け、壁に対して15°位が適当である。
- 6 はしごは、濡れていたり、油が付着するなどの滑り易い状態で使用してはならない。
- 7 昇降は、必ず一人で行い、手に荷物を持たない。
- 8 必ず監視者をおく
- 9 無理な姿勢での作業は避ける
- 10 ヘルメットを必ず着用し、あご紐をきちんと結ぶ



高所作業で、2 m以上の場所で作業をする時は、作業床を設置するか、安全帯を装着しなければならない。